

議案第 31 号

石垣市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

石垣市空家等対策の推進に関する条例（令和 3 年石垣市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法第 6 条第 1 項」を「法第 7 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「法第 7 条第 1 項」を「法第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市空家等対策の推進に関する条例(令和3年石垣市条例第24号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、この条例の目的を達成するために、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じなければならない。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第6条 <u>法第7条第1項</u>の規定により石垣市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) _____ 特定空家等の措置に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、この条例の目的を達成するために、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じなければならない。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第6条 <u>法第8条第1項</u>の規定により石垣市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>管理不全空家等及び特定空家等</u>の措置に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>